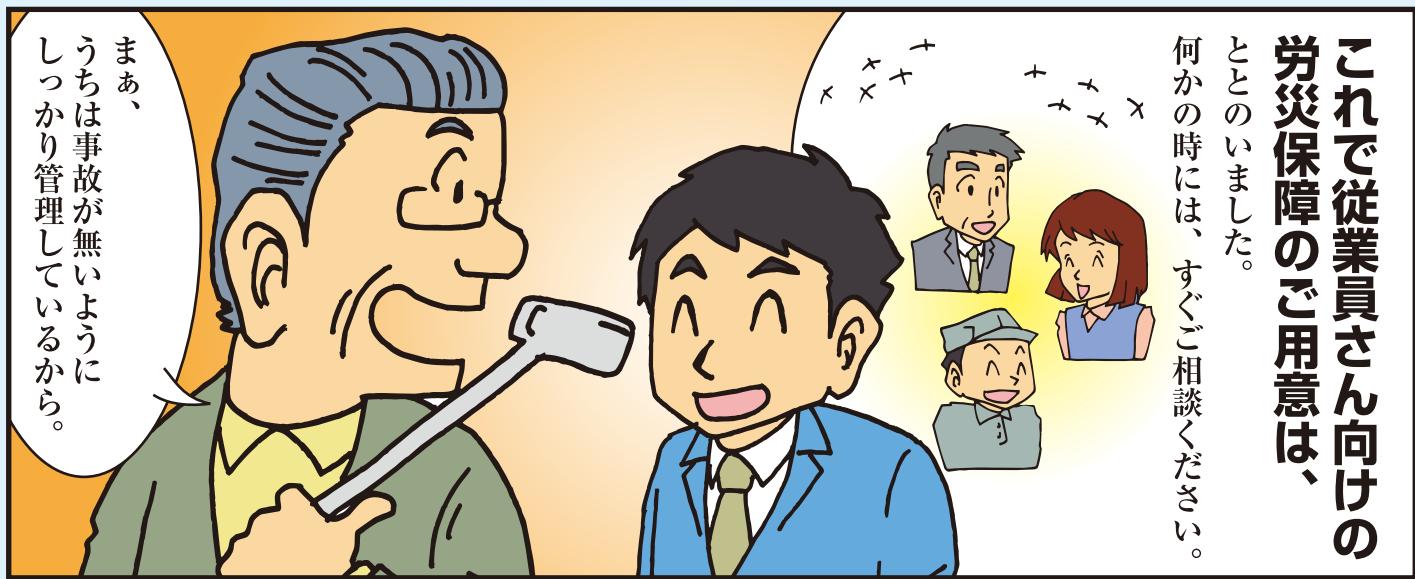


# 経営者の労災保障対策はお済みですか？



# 経営者のリスクマネジメント

## 労災事故発生!

訴訟による  
高額賠償対応

※①  
逸失利益の  
カバー必要!

使用者賠償責任補償

自助努力

### 労災上乗せ補償

政府労災保険

自助努力

感謝料無し

〈従業員様の補償〉

〈社長・役員様の補償〉

### 労災保障の必要性

※②  
労災保険の  
特別加入  
未加入!

※①逸失利益・・・事故が無ければ得られたはずの将来の利益のこと。  
※②労災保険の特別加入・・・労働者を常時使用する中小事業主及び当該事業に従事する家族従事者や役員は、  
その業務の実情などからみて所定の条件を満たせば労災保険に任意加入することが認められています。

良いご提案があります。是非、ご相談ください。



お問い合わせ等は、下記FAX番号宛にご返信をお願いします。

貴社名		
ご住所	ご担当者名	
T E L	F A X	

- このFAX連絡票にご記入いただいた情報は、AIG損害保険株式会社の関連する商品・サービスなどのご案内以外には利用しません。
- AIG損害保険株式会社の個人情報の取扱いについての詳細は、ホームページ(<https://www.aig.co.jp/sonpo>)にてご確認ください。

<お問い合わせは>



大同生命保険株式会社

本社(大阪) 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号  
(東京) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号  
<https://www.daido-life.co.jp/>



AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20  
<https://www.aig.co.jp/sonpo>